

## 気象に関する警報等の発令時における離職者訓練（施設内訓練）の取り扱いについて

平成30年7月30日制定

令和 3年4月 1日改正

令和 6年6月20日改正

## 1 対象となる警報等（以下「警報等」という）

イ 岡山市において「暴風警報」の発令（※1）

ロ 岡山市において「特別警報」の発令（※1）

（※1）上記イ・ロの警報が発令された場合であっても、原則、ポリテクセンター岡山が受講者に対して、休講となる旨の連絡を行うことはありません。災害等の気象警報については、各自で気象庁のホームページやテレビ、ラジオにより最新の情報を確認してください。（気象庁URL <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>）

## 2 措置

イ 午前7時の時点で、上記1の警報等の何れかが発令されている場合は、午前中（9：05～11：45）を休講とする。

ロ 午前10時まで以上記1の警報等が全て解除された場合は、午後（12：30）より訓練を実施する。

ハ 午前7時の時点で、上記1の警報等の何れかが発令されている場合で、かつ、午前10時の時点で、上記1の何れかの警報等が発令されている場合は、訓練休とする。

ニ 訓練中に上記1の何れかの警報等が発令された場合は、その時点以降は休講とする。

ホ 休講となった訓練は、後日、訓練休や7限の時間などに振替えて実施する。日程については、別途担当科の指導員から提示する。

## 3 自然災害等の要因で訓練の実施が困難な場合の周知方法について

上記イ及びロ以外の地震などの自然災害等の要因で訓練の実施が困難な場合には、当センターのホームページ『重要なお知らせ』欄にてお知らせします。

**【注意】**

上記1によらず、気象状況、避難状況等を勘案し、訓練を中止する場合があること。上記1によらず訓練を中止する場合は、当センターから受講者あて、連絡をすること。

## 4 通所の判断について

岡山市において上記1の警報が発令されていない場合であっても、訓練生の居住地又は通所経路で警報等が発令されている場合は、通所時等における安全には最大限の注意をはらってください。その際の受講（通所等）の判断はその状況に応じて訓練生の判断とします。

## 5 受講証明について

岡山市を除く地域において上記1の警報が発令されている場合であって、訓練を欠席される場合は、「私用欠席」となることがありますので、ご了承ください。

## 附 則

この規定は、平成30年8月1日より施行する。

## 附 則（令和3年3月4日）

この規定は、令和 3年4月1日より施行する。

## 附 則（令和6年6月20日）

この規定は、令和 6年7月1日より施行する。